

食品安全委員会プリオン専門調査会

第138回会合議事録

1. 日時 令和7年12月5日（金） 10:00～11:36

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について
- (2) ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

（専門委員）

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、齊藤専門委員、筒井専門委員、
中村桂子専門委員、花島専門委員、松田専門委員

（専門参考人）

中村優子専門参考人、福田専門参考人

（食品安全委員会）

山本委員長、祖父江委員

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、古田評価第二課長、蟹江評価調整官、水野課長補佐、
小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配布資料

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）評価書（案）たたき台「Ⅰ．背景～Ⅴ．ばく露状況（案）」 |
| 資料 2 | 起草委員による検討の概要（Ⅴ．ばく露状況） |
| 資料 3 | ポーランド評価書（案） |
| 参考資料 1 | 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書（平成27年12月18日付け厚生労働省発生食1218第1号） |
| 参考資料 2 | 評価の考え方（案）（2024年6月27日第131回プリオン専門調査会資料） |

- 参考資料 3－1 非定型BSEの感染性に係る知見のまとめ（2025年10月16日第137回プリオン専門調査会参考資料）
- 参考資料 3－2 非定型BSEの感染性に係る知見（2025年10月16日第137回プリオン専門調査会参考資料）
- 参考資料 4－1 WOHにおけるゼラチン及びコラーゲンの取り扱いの経緯
- 参考資料 4－2 EFSA評価書におけるコラーゲン及びゼラチンの製造工程におけるプリオン不活化に関する概要
- 参考資料 5－1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について（令和7年3月13日付け厚生食監発0313第6号）
- 参考資料 5－2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（令和6年12月25日付け府食第793号）
- 参考資料 5－3 牛せき柱の使用実態等（2003年8月29日第1回プリオン専門調査会参考資料）
- 参考資料 5－4 国産牛せき柱の取扱いに係る実態調査等
- 参考資料 6 アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る厚生労働省からの諮問文書（平成25年4月2日付け厚生労働省発食安0402第1号）

6. 議事内容

○横山座長 定刻となりましたので、ただいまから第138回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、8名の専門委員に御出席いただいております。

欠席の専門委員は佐藤専門委員、高尾専門委員でございます。佐藤専門委員が急遽御欠席となりましたので、この場で議事次第を訂正させていただきます。申し訳ございません。

また、福田専門参考人、中村優子専門参考人に御出席いただいております。

本日、食品安全委員会からは山本委員長、祖父江委員が御出席です。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

続きまして、本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言いただく際は、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしてください。

音声接続不良や通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合は、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせください。全く入室できなくなってしまった場合には、事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合は手で丸をつくる、御意見がある場合には挙手ボタンを押していただくなど、意思表示をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から本日の議事と配布資料について説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事と配布資料について確認をさせていただきます。

本日の議事は、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」、「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が資料1から資料3までの3点、参考資料が参考資料1から参考資料6までの11点、机上配布資料が2点となっております。

配布資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

また、会場の皆様には、資料1と資料3の参照と参考資料4－1についてiPadのほうにお入れしておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

○横山座長 続きまして、事務局から各委員の利益相反の確認について報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長 先生方、御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議事（１）の「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」を進めたいと思います。

まず、これまでの経緯について簡単に確認をしておきたいと思います。

本件は、一昨年、令和５年８月に審議を再開してから、令和６年６月27日に開催されました第131回プリオン専門調査会で審議をいただきました。評価の考え方に基づいて、以降、起草委員による検討内容を踏まえ、本調査会において順次評価書（案）の審議を進めているところです。

令和７年５月29日に行われました第135回プリオン専門調査会では、第Ⅲ章のハザードの特定のうち、PrP^{Sc}の分布（蓄積部位）について確認をいただき、リスク管理措置の実施状況を踏まえて、ハザードの特定結果として、リスク管理機関から提示されたSRM範囲のうち、非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱、DRG（背根神経節）に蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定し、人への健康影響について検討することについて同意をいただいているところです。

前回、令和７年10月16日に開催いたしました第137回プリオン専門調査会では、Ⅳの評価に係る知見の概要（ハザードの特性評価）について確認をいただいております。

本日は、前回御審議いただいた評価に係る知見の概要について、いただいた御意見を踏まえた修正と一部知見について再度御検討いただくとともに、新たなパートとしてⅤのばく露時状況について起草作業を行いましたので、当該パートのたたき台についても検討いただきたいと思います。

なお、Ⅴのばく露状況のパートの起草作業に当たっては、疫学的な見地が必要であったことから、筒井専門委員にも起草会議に参画いただきましたので、御報告いたします。

まずは、137回のプリオン専門調査会でいただいた御意見を踏まえた評価書（案）の修正について、事務局から説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。

資料１をお手元に御用意ください。

こちらの評価書（案）たたき台全体の内容ですけれども、前回からの変更点については見え消しでお示ししているところでございます。

まず、１ページ目から目次となっておりますけれども、こちらのうち、第Ⅰ章から第Ⅳ章の途中まで、先ほど座長からも御説明いただきましたとおり、こちらまで調査会で御審議をいただいたというところでございます。

３ページをお開きいただきまして、11行目から第Ⅴ章のばく露状況となっておりますけれども、こちらが新たに起草作業いただいたということで、起草作業に伴いまして、目次の項目が一部変更となっておりますので、見え消しでお示ししております。

続きまして、11ページから15ページにかけてになりますけれども、今般、2024年のTSEレポートが発行された関係で、非定型BSEの数を修正しております。また、その他、時点修正

を適宜行っておりますが、こちらの詳細については省略させていただきます。

続きまして、52ページをお開きください。

52ページの29行目からです。こちらは第Ⅳ章評価に係る知見の概要のうち、(3)ということで、過去の食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえたDRGの感染価に関する知見になりますが、29行目からの参照89の知見に関しまして、前回、こちらの感染価の値については、総重量に対するものなのか、単位組織重量当たりのものなのかといった御質問をいただきまして、こちらについては単位組織重量当たりということで、そのような修正を行っております。

続きまして、その次の53ページになりますけれども、こちらの2行目以降、RT-QuICを用いた感染に関する知見となりますけれども、こちらについてシーディング活性の記載ぶりといったところの修正を行っております。こちらの知見に関しては、既に第Ⅲ章のほうでPrP^{Sc}蓄積分布に関する知見で既に参照している知見と同様のものとなりますので、こちらと同じような記載ぶりにするというところで、具体的には43ページの38行目から次のページにかけての内容になりますけれども、こちらと記載をそろえるような形でRT-QuIC法によるシーディング活性からという形で修正をして、その後の文章につなげるような形で修正を行っているというところでございます。

前回137回専門調査会でいただいた御意見を踏まえた修正については以上です。よろしくお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

こちらの修正について御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

あと、追加になりますけれども、シーディング活性については、44ページの脚注のところでこの言葉の説明も加えてありますので、これで前との整合性も取れて、PMCA、RT-QuICの部分は分かりやすくなったのではないかと考えています。

何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。では、この修正でまた進めたいと思います。

それでは、同じく前回の調査会で審議いただきました非定型BSEの人への感染性に関する知見に関しまして、資料1の55ページ33行目以降になりますけれども、2019年1月評価以降の新たな知見を取りまとめたパートについて、ページをめくっていただいて、56ページの16行目、参照114に関して、記載内容の一部とその次のまとめ(案)につきまして今村専門委員から御意見をいただいております。前回、今村専門委員が御欠席でしたので、改めてこちらの内容について今村専門委員から説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

○今村専門委員 説明させていただきます。

まとめ(案)ではL-BSE経口投与のカニクイザルには感染が認められないと明記されておりますが、本研究を行った者として、本実験結果からは感染が成立した可能性がある表現するほうが科学的にはより正確ではないかと考えております。その理由を簡潔に説明い

たします。

まず、感染の定義について整理いたします。感染とは病原体が宿主に侵入し、組織に定着して増殖し、一定期間持続する現象を指します。この定義には、症状の有無や臨床的発症の有無、さらに増殖した病原体が他個体へ伝搬し得るかどうかということは含まれておりません。また、宿主体内で増殖した病原体の量は感染の強度を示し得ますが、感染そのものの成立条件ではありません。

本研究では、L-BSE発症牛の脳乳剤を経口接種したカニクイザル2頭では臨床症状は認められず、ウェスタンブロッティングやIHCなどの従来の方法ではPrP^{Sc}、プリオンは検出されませんでした。しかし、回腸、扁桃、脊髄を含む複数の組織でPMCA陽性が確認されました。PMCA陽性とは、微量であっても増殖可能なPrP^{Sc}、プリオンが存在することを示唆するものであり、宿主体内でプリオンが増殖した可能性が示唆されます。加えて、非感染コントロール3頭では全ての組織でPMCA陰性であったことから、偽陽性アーティファクトの可能性は低いと考えております。

一方で、現行のBSE確定診断基準は、ウェスタンブロッティング、IHC、病理学検査を総合して感染の有無を判断するものであり、PMCAは診断基準に含まれておりません。その点を踏まえると、感染を定義する段階ではなく、さらなる検証が必要であるという御指摘もあるかと思えます。

以上を踏まえ、感染が認められないと断定するのではなく、感染が成立した可能性を示唆する結果が得られたとの表現がより妥当ではないかと考えております。この点について皆様の御意見をいただければ幸いです。

以上です。

○横山座長 どうもありがとうございます。

詳しくは机上配布資料1を見ていただくと、今説明いただいたことの要点が書かれているかと思えます。

まず1点目の御意見としていただいている記載内容についてですけれども、前回の調査会では、今村専門委員の御提案は、科学論文としては正しいものの、まだ現時点でリスク評価への影響が不確定的な部分があることから、現状の記載ぶりで問題ないのではないかとといった御意見も出たところです。

また、2点目、動物実験を用いた人への感染性のまとめ(案)に関する意見についても、前回調査会では感染の成立については、これまで感染性や伝達性をベースに考えてきたということでもよろしいかといったお話をさせていただきましたが、これらについて、先ほど説明いただいた今村専門委員からの意見も踏まえて、皆様、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。いかがですか。

PMCAまたはRT-QuIC陽性だけでも、要はごく高感度な検出法では陽性が認められたけれども、従来診断に使われているような従来法では、陰性またはその感染性も現時点では確認されていないといった案件について、どういうふうに判断していこうかということに

要約できるかと思います。

岩丸専門委員、どうぞ。お願いします。

○岩丸専門委員 判断は難しいとは思いますが、ネガティブコントロールで検出されなかったものが今回今村専門委員が行われたPMCAで検出されたということは、感染が成立した可能性が高いという表記で、私は今村専門委員の意見に賛成いたします。

以上です。

○横山座長 ほかに何かございますか。

福田専門参考人、どうぞ。

○福田専門参考人 私も今村専門委員の研究内容を拝聴して、感染が成立した可能性があるということで、従来法で陰性であるということをなかなかはっきり言えない可能性もあるのかなということで、今村専門委員の意見、先ほどの御説明には賛同いたします。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがですか。

ただ、ここで問題になってくるのが、非定型なのですけれども、異なるバンドパターンを示したPrPresが出現しているということをどういうふうに考えるかということと、増幅されたPrPres自体にはまだ感染性を伴ったものかどうか、要はこれがPrP^{Sc}かどうかというところの検証はまだされていないという点が私としては引っかかるところですが、その辺りはいかがでしょうか。

今村専門委員、お願いします。

○今村専門委員 今、横山座長から懸念点が出されましたが、まず接種したL-BSEプリオンとは異なるバンドパターンのPrPres、PK抵抗性のPrPが検出されたということなのですけれども、これはやはり接種したL-BSEプリオンとは違うものがマカクの組織で増幅しただろう、プロパゲーションしたという傍証でもあります。まず、プリオンも結局その組織にアダプトした形で増殖する場合もあります。順化して、その組織で増えやすい形に変化する場合もあります。あるプリオンが別のプリオンに変わる場合もありますし、一つのプリオンの中に、サブストレインという形で見えない形で存在しているものがメインになるというような話というか、そういうこともあり得ます。なので、接種したL-BSEプリオンとは違うものができ得る。異種間伝達するわけですし、その異種間伝達によっても変化する。プリオンのPrP^{Sc}の生化学的な性状が変化する可能性はあると考えています。

もう一つの感染性ですね。感染性については、確かにPMCAで増幅したものが感染性があるかどうか。次の個体に接種したときにその個体が感染し得るかどうかということは、感染実験していないので、感染性の有無は分かりません。でも、先ほど述べたように、感染が成立する条件というか定義としては、侵入して増殖した病原体自体に感染性があるかないかということは感染の成立には関係がないので、ここであえてPMCAで増幅したものが感染性があるかないかというものは、L-BSEを経口接種して感染が成立したということとは

また別の話になってくると思います。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

でも、今の感染性に関係ないというところはちょっと疑問かなと思います。一つこういって、考え方ができるかもしれないなと思っているのは、プリオンが変換していくに当たって、正常たん白質が異常たん白質になりますけれども、もちろんPrP^Cから異常化するに当たって、たん白質分解抵抗性という一分子での構造変換ということも必要ですけれども、感染性には構造変換したものがいかに重合するか、または重合体が感染と関係するということも考えられています。したがって、この実験でまさにそういったプリオンができていく過程の最初の段階のものを微量な検出法がつかまえているという可能性はあるのかなと。まさに感染性を持ったプリオンというのがどういうものなのかというのを解き明かしていく非常に大事な知見の最初なのかなと思っているところでもあります。

今、皆様の意見をお伺いすると、少なくとも感染の可能性については言及すべきだといった御意見になるかと思いますが、そんな方向でよろしいですか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

あとは、今村専門委員からいただいている机上配布資料1の修正文について、現行はざっくりと書いてあるのですが、もう少し読みますと、経口投与した2頭のカニクイザルの各組織から増幅されたPrPresはL-BSEを脳内接種したカニクイザルの脳由来PrPresとは異なる複数のバンドパターンを示し、そのうちの一つは定型BSE様PrPresに類似したパターンを呈したという案をいただいておりますが、ここまで詳しく書く必要はありますか。

○今村専門委員 そこは削除してオーケーだと思います。

○横山座長 そうすると、記載としては現行どおりで構わないと。まとめ（案）のところの記載ぶりを感染の可能性について言及するという修正でよろしいですか。

○今村専門委員 私はそれで大丈夫です。結構です。

○横山座長 皆様、ほかの委員の先生方、いかがですか。

それでは、まとめ（案）のところですね。57ページの2行目から3行目になりますけれども、現行では「L-BSEへの経口投与実験では、カニクイザルにおいて感染が認められないが」というこの「感染が認められないが」という部分をどういうふうに修正するかという点について何かございますか。

一つの提案としては、先ほどお話がありましたけれども、「従来法（IHC法、ウェスタンブロット法）では感染が認められないが」という言葉を入れるか、もう少し具体的に、「PMCA法で陽性の結果を踏まえると、感染の可能性もあるものの、従来法では感染の確認は認められなかった」とここまで詳しく書くかというような2つの案が考えられるのかなと思います。

ますけれども、皆様、いかがですか。

岩丸専門委員、お願いします。

○岩丸専門委員 私は後者の両方併記がよろしいかと思いました。

以上です。

○横山座長 ほかの方、よろしいですか。というか、ほかの書き方でも構わないと思うのですけれども、よろしいですか。

そうしましたら、もう一度確認させていただきますけれども、本文中については、56ページのほうは修正がなしで、57ページの3行目について、「L-BSEの経口投与実験では、カニクイザルにおいて、PMCA法で陽性の結果を踏まえると、感染の可能性もあるものの、従来法（Immunohistochemistry（IHC）法、ウェスタンブロット法）では、感染の確認は認められなかった。一方、ネズミキツネザルでは経口投与実験による感染が認められた」というような形で修文したいと思います。

今村専門委員、よろしいですか。

○今村専門委員 オーケーです。

○横山座長 皆さんもいいでしょうか。

どうもありがとうございました。

こちらについては事務局のほうで修文をお願いいたします。

続きまして、これらを踏まえた、60ページになりますけれども、用量反応(Dose-Response)のところをお願いします。24行目です。

こちららも起草会議においても幾つか知見を確認し、現時点で記載できる内容として非常にシンプルな形になっております。こちらについて御意見がございましたらお願いいたします。

具体的には、定型BSEが人に伝達するということは周知の事実ですが、定型BSEに関しても人に対しての最小感染量はよく分かっていない。ましてや非定型BSEについては不明な点が多いというようなことが背景にあります。

どなたか御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。どうもありがとうございます。ここはこのままで進めたいと思います。

続きまして、新たに起草作業を行ったVのばく露状況について、まずは私から評価書(案)のたたき台の起草作業に当たって議論の概要をお話ししたいと思います。

資料2を御用意ください。

こちらは箇条書きで示しておりますけれども、まず全体構成としては4つのパートに分けております。

まず、特定したハザード（非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱（DRG）に蓄積するPrP^{Sc}）に関し、人が食品を通じてハザードをどの程度摂取（ばく露）するかについて、仮に非定型BSE感染牛がと畜処理された場合の可能性について、特に脊柱に焦点を当てて検討いたしました。

今お話ししたように、全体構成は4つのパートから成っており、1番目として脊柱の利用等について、2番の人へのばく露について、3番としてハザードのばく露量について、4番としてまとめ（案）となっています。

脊柱の利用実態については、平成15年及び令和7年にリスク管理機関が実施した調査結果を記載し、この調査結果を基に3つの段階、脊柱がSRMとして規制される前、規制後、SRMの範囲（月齢）が変更された以降に分けて、調査した利用状況をまとめました。

流通経路については、平成15年の調査当時と大きな違いがないということを今回の調査で確認しております。

人へのばく露につきましては、摂取形態として骨つき肉、食用ゼラチン及び食用コラーゲン、エキス類を想定し、摂取量や摂取頻度等について検討いたしました。

最後に、ハザードのばく露量につきましては、最悪のシナリオを想定した場合に、フードチェーンに混入する可能性のあるハザード量を検討して、それらの結果を踏まえてまとめ（案）を記載しております。

以上が概要となりますけれども、詳細につきましては事務局より説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、御説明させていただきます。

資料1を御用意いただきまして、61ページをお開きいただければと思います。

第V章ばく露状況となっております。

2行目から本評価で特定したハザード、こちらについては既に第三章で御議論いただきまして、48ページにも結果を記載しておりますけれども、非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱（DRG）に蓄積するPrP^{Sc}に関して、人が食品を通じてハザードをどの程度摂取するかについて検討したとしております。

ここでは、仮に非定型BSE感染牛がと畜処理をされた場合にハザードを摂取する可能性として、脊柱に焦点を当て、フードチェーンの各段階について検討を行い、整理を行っております。

10行目からですけれども、牛骨については枝肉から精肉に至る処理段階で脱骨処理をされて、と畜場において枝肉に解体された後に、一般的には食肉処理場において脱骨や部分肉にカットされておりますが、一部は食肉販売店ですとか、食肉製造工場等で脱骨されるケースがあるといったところを記載してございます。

15行目以降、1. 脊柱の利用等について、でございますけれども、現状では30か月齢超の脊柱に関する情報がないということで、リスク管理機関が過去に実施した平成15年の調査結果、それから、令和7年の調査結果、こちらは第134回調査会にてリスク管理機関のほうから御報告いただいておりますけれども、そちらにつきまして、その概要を3段階、脊柱がSRMとして規制される前、規制された後、それから、30か月齢ということで範囲が変更になった後といった3段階に分けて記載しております。（1）から（3）といったところです。

先ほど御説明いただいたとおり、流通経路につきましては、平成15年の調査当時から大きな変更はないといったことが確認されております。

なお、これらの調査結果につきましては、各業界団体に所属する事業者を対象としておりますので、国内における全ての事業者の状況を反映したものではないといったところでございます。

62ページを開いていただきまして、4行目から(3)といったところに記載しておりますけれども、現状では限られた情報ではございますが、30か月齢以下の脊柱の食品用途としまして、骨つきステーキの原料製造に用いられているものが確認されております。

続く14行目、(4)ですけれども、こちらに記載した調査結果から、脊柱を含む牛骨の利用用途として想定される製品ということで食用目的、飼料利用目的、肥料利用目的といった形で分けて整理をしております。このうち、食用目的としましては、骨付き肉、エキス類、飲食店で提供される食品、ゼラチン・コラーゲン原料といったものが想定されました。

続く24行目以降が2. 人へのばく露について、になりますけれども、ここでは1番の情報を基に、脊柱を使用した製品、食品ですけれども、これらを介してハザードを摂取する可能性がある形態について想定をしまして、それらを踏まえて摂取量や摂取頻度について検討を行っているところになります。

骨付き肉につきましては、脊柱が含まれる形でそのまま消費されるいわゆるTボーンステーキのようなものが考えられますけれども、基本的にはこれらも食肉として消費されることを目的としておりますので、DRGをそのまま摂取する可能性は低いと考えられたというところでございます。

ゼラチン・コラーゲンにつきましては、骨を原料として使用するものでございますので、また、一般的な製造を経ることによりプリオンの感染性低減が図られるとされていることから、その感染性は無視できる程度ではないかと考えられました。

エキス類につきましては、食品製造業者に供給される場合、いわゆる食品工場で製造される場合と飲食店等で例えば牛骨スープなどに利用される場合が考えられますけれども、製造工程ですとか製造量、原料の配合割合などによってDRGが含まれる量は変化すると考えられたと記載しております。

このほかの要因としまして、63ページの10行目から記載しておりますけれども、食肉のカット処理の過程で交差汚染の可能性といったものもございまして、食肉処理場ではDRGによる食肉の汚染を防ぐ方法で処理が行われているといったところでございます。

63ページの16行目以降が3. ハザードのばく露量についてとなりますけれども、ここでは消費者が特定されたハザードをどのくらい摂取するか、どのくらいの量にばく露されるかについて検討を行ったパートとなっております。この前の1及び2の情報を踏まえても、ハザードに関わる具体的なばく露量を推定することは困難であるとしつつ、仮に最悪のシナリオを想定した場合に、我が国における非定型BSEの発生頻度を踏まえれば、おおむね●年、こちらは今までの評価書で0.07と言っておりますので、単純計算すると十数年に1回

となると思いますけれども、その割合で非定型BSE感染牛が発生し、牛1頭がと畜検査で見逃された場合に、加工処理等の影響を考慮しない場合の最大量として当該牛に由来するDRG全量（約30 g）がフードチェーンに供給される可能性があるという形にしております。

その下、25行目からが参考情報ということで、非定型BSE感染牛の感染価を基に脳組織に換算した場合を記載しておりますけれども、これらは参照可能な知見が2件であるといったところと、DRGが中枢神経系組織に比べ低い感染価を示すと考えられるものの、その程度を明確に示すまでには至っていないといった形で補足をしております。

同じく63ページの31行目以降に4. まとめ（案）としましてこの章のまとめを記載しております。仮に非定型BSE感染牛がと畜された場合に、フードチェーンを通じてどの程度ハザードにばく露されるかについては、ハザードの供給量、こちらは食肉とともに供給される脊柱の使用量及び食品製造に利用される脊柱の流通量になりますが、加えてハザードが含まれる可能性のある食品の喫食状況、喫食量及び喫食頻度、その他の要因に係る情報が必要である。現状ではこれらハザードを含む脊柱を食品用途で利用する場合の流通、加工及び消費に関する入手可能な情報が極めて限定的で、具体的なばく露量を厳密に推定することは困難といった形でまとめております。

次のページに行っていただきまして、一方で、非定型BSEの発生状況に加えまして、臨床症状を呈した牛がフードチェーンから排除されるといったことを踏まえまして、ばく露される量は極めて小さいと考えられるとしております。

御説明は以上です。

○横山座長 それでは、個別に進めていきたいと思いますが、まず61ページ15行目以降の1. 脊柱の利用等に関しまして御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。主に調査結果を基にこれまでの利用状況、それから、現在の利用状況をまとめた形になっています。

齊藤専門委員、この区分け、また、脊柱の利用に関する考え方で何か異論があるようなところはございますか。

○齊藤専門委員 特にありません。

○横山座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして62ページ目の24行目からになりますけれども、人へのばく露について御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

松田専門委員、畜産物の利用という観点から、こんなまとめ方でよろしいでしょうか。何か御意見をいただければありがたいです。

○松田専門委員 お聞きしていて特に違和感は感じなかったもので、これでよいのではないかと思います。

○横山座長 ありがとうございます。

それでは、今村専門委員、お願いします。

○今村専門委員 62ページの4行目からの(3)なのですが、ゼラチン・コラーゲンが製造されているけれども、これは食品用途への利用ではないということだと読めるのですけれども、32行目だと食品ゼラチン及び食用コラーゲンという記載があるのですが、ここは矛盾する気がするのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

よく分からなかったと思うのですけれども、食品用途への利用はないという記載はあるのですけれども、外食産業を中心に骨つきステーキ原料として製造されておりということ、食品用途だと骨つきステーキ原料のみが利用されているというような調査結果だと思うのですけれども、人へのばく露のほうを見ると食用ゼラチン及び食用コラーゲンという記載が入っているのはどういうことなのかなと思うのですけれども、質問です。

以上です。

○横山座長 事務局のほうからいいですか。

○水野課長補佐

今回の調査結果、特に令和7年のものについては参考資料5-1でお示ししておりますが、こちらはまとめたものとなっておりますが、62ページの6行目から記載されているところが国内でと畜される牛に由来する脊柱のということで、ゼラチン・コラーゲンについては全て輸入原料を使っているということで、こちらはこのような書きぶりにさせていただいております。

一方で、用途としては食用目的であったり肥料使用用途として使っているということで19行目以降に記載があるという状況でしたので、ちょっと分かりにくいような記載となっておりますので、修文等が必要であれば対応させていただきたいと思います。

以上です。

○今村専門委員 ありがとうございます。

○横山座長 現状は使われていないけれども、使うことはできますよと考えればいいですよ。

○水野課長補佐 ゼラチン・コラーゲンですか。30か月齢以下のものであれば、それを原料としたものであれば利用可能かと思います。

○横山座長 今の点、よろしいですか。何か問題はありますか。大丈夫ですか。

それでは、次に63ページの16行目以降の3. ハザードのばく露量についてですが、こちらについても御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

このパートは起草会議の中でもいろいろ意見は出たのですけれども、やはり非定型BSEに関する情報が感染性に関しても1報の報告、それから、RT-QuICに関する報告も1例と極めて情報が限られているということから、このような記載といたしました。

それから、●の部分も0.07頭/年でざっくりと計算すると14年程度となりますけれども、こういった書き方にするかというところを今まだ検討している最中ですが、具体的にはその辺りの数字になるのだろうなと考えていただければと思います。

いかがですか。

筒井専門委員、何か補足がありましたらお願いします。

○水野課長補佐 筒井専門委員、すみません。音声が届いていないようなのですが、特にないといったことでよろしいでしょうか。承知いたしました。

○横山座長 特にないということですので、それでは、ここもこの形で進めさせていただいて、最後のまとめ（案）ですね。こちらについてもこの書き方でよろしいでしょうか。御意見があればお願いいたします。

特にございませんか。

では、このパートは特に大きな修正はなしということで、先ほどのゼラチン・コラーゲンはもしもう少し細かく書いたほうが分かりやすければ、その修正、何か必要はありますか。

○水野課長補佐 先生方のほうで修正が必要ということであれば。

あと、先ほどの点で1点補足させていただきますが、62ページの14行目からの（４）ということで、こちらは脊柱を含む牛骨の利用用途ということで、脊柱以外のものも含んだ形で記載しております。一部、飼料には脊柱由来のものは使えないものもございましてということで補足をさせていただきます。

○横山座長 分かりました。

今村専門委員、先ほどのゼラチン・コラーゲンのところは現行の書き方で特段問題ないと思うのですが、いかがですか。

○今村専門委員 大丈夫です。

○横山座長 ありがとうございます。

それから、今説明がありましたとおり、（４）の牛骨としての利用用途として想定されるというところが先ほどの食用目的、19行目から22行目のところになるということです。

それでは、このパートは特に大きな修正なしということで進めたいと思います。

その他、全体を通して何か御意見があればお願いいたします。これで事実関係に関する項目は全て出尽くしたということになりますけれども、全体を通して何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議の内容について事務局で取りまとめていただいた上で、資料へ反映をお願いいたします。

次はいよいよ肝心なリスクの判定の部分になりますので、ぜひ今日の修正を含めた反映版は委員のほうに早急に配布していただいて、次の議論に備えるという形で進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○水野課長補佐 承知いたしました。

○横山座長 あと、皆様には、さらなる御意見や御提供いただける知見がありましたら、随時事務局のほうへお知らせいただければ幸いです。情報が非常に限られた中での作業となりますので、なるべく最新の知見を入手しつつ進めていきたいと思っています。よろしくお

願いたします。

議事（２）のほうに移りたいと思います。「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について」ということで、資料３です。

まず、これにつきまして、これまでの経緯と前回御審議いただいた６月２０日開催の第１３６回プリオン専門調査会での審議内容について簡単に振り返りたいと思います。

本件は、まず平成２５年（２０１３年）の４月２日付で厚生労働省からポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について諮問を受け、本調査会における審議を経て、月齢制限を３０か月以下、SRMの範囲を全月齢の扁桃及び回腸並びに３０か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱とした場合のリスクに関して、人へのリスクは無視できるとのリスク評価結果を平成２６年４月に厚生労働省に答申し、その年の８月から同国からの牛肉等の輸入が再開されていました。

その後、牛肉等の輸入条件を月齢条件なしとするための追加の資料が厚生労働省を通じてポーランド政府から提出されたことから、前回１３６回調査会ではその内容を踏まえて起草委員に作成いただいた評価書（案）について審議をいただいたところです。

審議の結果、評価書（案）の内容については、ポーランドで講じられているリスク管理措置及びBSEの発生状況等、幾つかの項目について追加で確認が必要な箇所があったことから、必要事項について厚生労働省を通じてポーランドに対して資料要求を行い、厚生労働省から追加資料が提出され次第、その回答に基づいて評価書（案）を再度整理し、改めて審議いただくことについて御同意をいただいております。

今般、厚生労働省より追加の資料提出があり、これらを基に再度起草委員による評価書（案）の整理、取りまとめを行いましたので、本日はこちらについて皆様に御審議いただくとともに、最後の食品健康影響評価のパートについても審議をお願いしたいと思います。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小財評価専門官　事務局でございます。

それでは、説明いたします。

まず、資料３、ポーランド評価書（案）と机上配布資料２を御用意いただければと思います。

評価書（案）作成に当たりましては、追加で厚生労働省へ確認を行った事項ですとか、その回答につきまして、その内容を机上配布資料２としてまとめております。

まず、資料３を御覧ください。

表紙の上部にありますように、厚生労働省から追加で提出されたデータ等に基づいて追記、修正されたところにつきましては黄色ハイライトまたは赤字でお示ししておりますけれども、それらの御説明をする前に、前回の審議で御説明いたしましたところも含めて、評価書（案）全体に係る冒頭部分について御説明いたします。

まずは資料３、評価書（案）のほうの１２ページを御覧ください。

こちらは２としまして厚生労働省からの諮問事項が記載されております。内容としまし

ては、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正として、具体的な諮問内容としましては、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値30か月齢を引き上げた場合のリスクを評価することについて諮問がされております。

続きまして、評価書（案）の13ページを御覧ください。

こちらは「Ⅱ．評価の考え方」です。前回の第136回プリオン専門調査会では、2019年1月評価と同様の考え方にに基づき評価を行うことについて御同意いただいたところでございますけれども、こちらに具体的な内容が記載されてございます。

2019年1月評価の内容につきましては、24行目以降にそのまま引用して記載しております。

14ページの1行目の①には、SRM除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性が極めて低い水準に対して達していると言えるかについて、以下の知見を踏まえて検証したという旨が記載されております。

こちらにつきましては、13ページの15行目に記載しておりますとおり、2025年10月末現在、2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はないため、今回の評価では①の前提となりますリスク管理措置がポーランドにおいて適切に行われているかを点検することと前回されております。

続く15ページから22ページにかけましては、BSEの発生頭数ですとか各国の規制等を記載している部分ですけれども、こちらは現状の反映や時点修正を行っているという状況でございます。

続きまして、評価書（案）の23ページを御覧ください。

こちら以降につきましては、前回の調査会から厚生労働省から追加で提出されたデータに基づいて追加されている箇所について中心に御説明させていただきます。

まず、2.「生体牛のリスク」に係る措置のパートになります。こちらは（2）国内安定性、①飼料規制に関連しまして、机上配布資料2の1点目で農場において確認された違反事例の詳細について確認することとなっております。こちらにつきましては、表示の不備など飼料禁止規則とは関係のないものであったということで回答がございました。

続きまして、評価書（案）の24ページですけれども、24ページの10行目以降です。④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況のパートでございますけれども、こちらにつきましては、質問事項としまして、机上配布資料2の1ページ2点目から2ページ目にかけて記載しておりますように、レンダリング施設の検査、また、飼料工場の検査数及び違反事例の詳細について確認しておりました。

レンダリング施設の結果につきましては、「not applicable」となっていた箇所については、2017年にEU規則が改正される前までについては検体採取を行っていないとの回答がございましたので、前後するのですが、評価書（案）にお戻りいただきまして、26ページの表6に脚注でその説明を追記しているという状況でございます。そのほか、本文中の暫定

値も確定しているというところでございます。

飼料工場における違反事例につきましては、2009年から2016年に実施されたサンプリング検査と陽性結果の数を確認、また、確認された違反事例の代表例及びそれらが禁止物質等混入事例ではなかったかということを確認しておりましたが、回答としましては、これらの検査は反すう動物用と非反すう動物用両方の合算値であり、禁止物質等混入事例はなかったということでございます。

ですので、不適合事例の詳細につきましては、評価書（案）25ページの4行目以降ですが、表示及び記録管理の不備、七面鳥飼料における反すう動物由来たん白質の検出等によるもので、禁止物質等混入事例は認められなかった。なお、七面鳥飼料における反すう動物由来たん白質の検出事例では、当該施設で使用されていた家畜用飼料の原料として利用可能な反すう動物由来たん白質、これらは乳、ゼラチン等ですが、これらの混入に起因するものと考えられ、生産ラインの洗浄・消毒を行った後に、混入防止対策として追加の監視システムを導入する等の改善措置が実施されたと記載されております。

また、これらの内容を受けまして、同じく評価書（案）の27ページですが、こちらの表7、8につきましても修正されているという状況でございます。

続きまして、評価書（案）の28ページ以降ですが、こちらはサーベイランスによる検証となります。各年度のBSEサーベイランス頭数につきましては、資料が変わりまして、机上配布資料2の3ページにありますように、2019年に健康と畜牛の検査が激減し、以降数の変化があること、2019年以降、健康と畜牛の検査数は増加していること、2019年以降に臨床的に疑われる牛の検査数に変化があることについて、その理由を確認しております。

その理由ですが、2019年に健康と畜牛の検査数が減少した理由につきましては、2017年にポーランドが「無視できるBSEリスク」のステータスを得たことにより、健康と畜牛を対象とした牛の検査が除外されたことによるもの。また、2019年以降の健康と畜牛に対する検査数の増加につきましては、と畜場及び獣医職員の意識向上によるものである可能性。また、2019年以降の臨床的に疑われる牛に対する検査数の増減につきましては、2019年及び2024年にポーランドにおいて非定型BSE症例がそれぞれ1件検出されたことが関連している可能性があるということで回答が来ております。

また、以前、本調査会におきまして、健康と畜牛のカテゴリーにおいて検査されている動物についても議論がありましたので、こちらについても確認を行っておりまして、健康と畜牛のカテゴリーにおいて検査されている動物は、欧州委員会決定に基づくポーランドとは異なるカテゴリーの国で生まれた、こちらはいわゆる第三国由来のものが該当しますが、これらの国由来の30か月齢超の牛ということで、その旨を評価書（案）ですと29ページの表9に脚注として追加されているという状況でございます。

続きまして、同じく評価書（案）ですが、30ページを御覧いただければと思います。

(4) BSEの発生状況でございます。こちらは①発生の概況ですけれども、こちらにつきましても、机上配布資料2の3ページから4ページにかけて記載がありますように、EFSAで発行しております最新のTSEレポートから算出した頭数と回答がありました内容でBSE陽性の数が1頭異なりましたので、どちらの数字が正しいのかということで確認を行っておりました。

その結果、先方から定型BSEが61頭、非定型BSEが16頭という回答がありましたので、評価書(案)にお戻りいただきまして、29ページ、30ページですけれども、暫定値を確定しまして、ポーランドにおける定型BSEと非定型BSEの発生頭数、また、表9と続く31ページの図3につきましても修正されているという状況でございます。

続きまして、評価書(案)のほうですけれども、32ページ以降となります。

こちらは、3.「食肉処理に関連したリスク」に係る措置となります。

20行目、②SSOP、HACCPに基づく管理ですけれども、こちらはSRMの取扱い等に係るSSOP、HACCPに関する不適合事例につきまして、改善措置等の対応は取られている旨、回答があったところですが、机上配布資料2の4ページでございますように、違反が確認された製品がフードチェーンから排除されているという認識でよいのかということの確認を行っておりました。

こちらにつきましては、先方からの回答で、評価書(案)32ページの24行目以降にありますように、「SRMの取扱いに関して不適合事例が確認され、公衆衛生リスクの疑いが生じた場合には、不適合製品をフードチェーンから排除することを含めた手続が取られている」という旨の回答がございましたので、こちらが追記されております。

同じく32ページ33行目からですが、(2)としましてと畜処理のプロセス、①と畜前検査となります。こちらは、当初提出された資料については現在のBSE検査に係る内容の記載がなかったことから、机上配布資料2の4ページの最後に記載してありますように、2014年評価時と同様に、と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視で検査し、BSEを疑う臨床症状の有無について確認しているという理解でよいのか。また、獣医師以外の検査官が検査を実施するケースがあるのかということを確認しておりました。

こちらにつきましては、先方からの回答では、と畜場に搬入される全ての牛について獣医官が目視で確認を行い、と畜前検査で異常を示す牛が48か月齢を超える場合、また、BSEが疑われる症状を示す場合には、月齢にかかわらず全ての牛についてBSE検査を実施されるということで回答がありましたので、この内容を評価書(案)の32ページ、最後の35行目から記載し、修正されているという状況でございます。

なお、獣医ではない検査官がと畜検査を実施することも可能ではあるのですが、公的獣医官がと畜前検査を実施することが一般的であるということでございました。

続きまして、同じく評価書(案)の33ページを御覧いただければと思います。

9行目からが(3)その他となっておりますけれども、18行目の③我が国における輸入検査に関しまして、2014年8月の輸入再開後、5件の輸入条件不適合事例がありましたけ

れども、そのうち2件につきましては、前回の調査会議時には当該出荷施設からの輸入手続を保留中であったため、机上配布資料2の5ページに記載がありますように、その詳細を確認している状況でございました。

今回受けた回答で、これらの事例につきましても調査、再発防止措置が取られまして、保留を解除したということですので、評価書（案）33ページ24行目以降のところですが、本文が修正されているという状況でございます。

なお、ポーランドから輸入される牛肉等に関しまして、EUのSRM範囲と日本におけるSRM範囲が異なっていることから、実際に輸入される部位について御質問いただいておりますけれども、こちらについてもEU規則に基づく除去が行われているということで、その旨を評価書（案）33ページの脚注に追加しているという状況でございます。

続く評価書（案）の34ページから36ページにつきましては、BSE対策の点検表となっております。今までの状況を踏まえまして、前回は不足していた部分と最後のまとめ部分が記載されているという状況でございます。

36ページのまとめ部分を読み上げさせていただきます。

まず、「生体牛のリスク」に係る措置についてですが、「生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。EUの基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている」となっております。

続きまして、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置につきましては、「SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSEを疑う牛はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の交差汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、牛由来の原料から製造することは禁止されている」となっております。

以上が評価書（案）、リスク管理措置の点検の結果の概要となっております。

こちらの内容で問題がないとなった場合には、続く評価書（案）37ページの「Ⅳ．食品健康影響評価」についても御審議いただきたいと思います。

こちらの部分については、適宜主要な部分を読み上げさせていただきます。

まず、37ページの2行目から、食品安全委員会プリオン専門調査会は、「Ⅱ．評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。

続きまして5行目からですが、「1．SRMの除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスク」につきましては、「2025年10月末現在、「定型BSE感染牛の体内においては、現在のSRM以外の組織に分布するPrP^{Sc}は極めて少ない。したがって、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在SRMとして設定され

ている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はない。」

続きまして、12行目ですけれども、「2. リスク管理措置の点検」のうち、(1) 生体牛のリスクに係る措置につきましては、14行目から点検の内容を記載しておりまして、19行目からですけれども、「ポーランドでは、飼料規制が強化された2003年11月以降に生まれた牛で2頭の定型BSEが確認されているが、2005年2月に生まれた1頭を最後に、直近20年間に生まれた牛で定型BSE症例は確認されておらず、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できる」とされておりまして。

続きまして25行目、(2)「食肉処理に関連したリスク」に係る措置につきましては、SRM状況は、「食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSE臨床症状が疑われる牛はフードチェーンから排除される」となっております。

結論が32行目からとなっております、「以上から、食肉処理に関連したリスクに係る措置は適切に実施されていると判断できる」とされておりまして。

続きまして35行目、「3. BSEの人への感染リスク」になります。「ポーランドにおいては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと考えられるため、当該措置が現状と同等の水準で維持される限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いと推定できる」とされておりまして。

続きまして、評価書(案)38ページの5行目からになりますけれども、5行目の最後のほうですけれども、「上記2.(2)の点検結果に記載のとおり、ポーランドにおいては「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる」としております。

続きまして、9行目からがまとめとなっておりますけれども、「上記に示すリスク管理措置の適切な実施に加え、2019年1月評価と同様に牛と人との種間バリアの存在も考慮するととなっており、続きまして、こちらは食品安全委員会となっておりますけれども、食品安全委員会プリオン専門調査会でございますけれども、こちらはポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、月齢制限を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。

なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓(SRM以外)の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものとする」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない」としております。

続きまして、21行目からが「4. 評価結果」となっております。「諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関しまして、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとし

ても、人のリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去に関する制度の変更を含めた規制状況について、積極的かつ継続的に情報を収集する必要がある」となっております。

以上がこの評価書（案）の内容に関する説明となります。ありがとうございました。

○横山座長 どうもありがとうございます。

本件は、追加の確認事項以外の部分につきましては既に第136回プリオン専門調査会において審議いただいておりますので、本日は厚生労働省からの回答を踏まえた修正案を中心に審議を進めたいと思います。

まず最初に、24ページ以降になりますけれども、「生体牛のリスク」に係る措置の④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況に関連して、立入検査件数、サンプリング件数に関する数値が確定したこと、それから、同じく④に関しまして、飼料工場におけるサンプリング結果に係る不適合事例の詳細について回答を基に追記がされております。

また、26ページの表6につきましては、脚注に検査の内容についても追記をいたしました。

これらの内容につきまして、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。これで禁止物質等の混入事例に関わるような不適合事例はなかったというようなことが確認されたという形になります。

では、続きまして、ポーランドにおけるリスク管理措置の遵守状況については問題がなかったということで、次に28ページ以降のサーベイランスによる検証の（４）になりますか。ここはBSE陽性牛の数字が確定したということと、先ほど検査頭数や対象牛が増減していることについて確認していただいたという報告がありました。それらが脚注のほうに記載されています。

また、30ページも、BSE陽性牛のうち16頭が非定型BSE、うちH型が2頭、L型は14頭、それから、77頭の残りが定型BSEということが確定したということで記載されています。

そこが修正箇所となります。ここも特に御質問等があればお願いいたします。

よろしいですね。

続きまして、32ページになりますけれども、「3.「食肉処理に関連したリスク」、（1）SRM除去のところで②のSSOP、HACCPに基づく管理のところですが、これもSRMに関する不適合についての改善措置が追記されています。

それから、その下の（2）と畜処理の各プロセスの①と畜前検査のところも調査した回答について具体的な内容が追記されました。

それから、（3）その他についてですけれども、③の我が国における輸入時検疫の状況ですが、5件の輸入条件不適合事例がありましたけれども、これについての調査結果がこちらにも示されています。

ということで、幾つか質問に対する回答を踏まえた上で修文がなされております。こちらもどなたか質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

34、35、36ページは、今の回答を踏まえた上で、実施状況及び点検結果が更新されているところですが、今の回答を踏まえて、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率は、定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がないということで判断しております。

また、次のページをめくっていただいて、SSOP、HACCPに基づく管理につきましても導入されており、重度の違反はないと。

また、その下のと畜前検査も、と畜前検査による歩行困難牛等の排除を実施していることが確認されたということで、先ほど読み上げていただきましたまとめがそれぞれ「生体牛のリスク」に係る措置、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置ということで記載されております。

ここまでの内容につきまして、また、判断につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、最後の37ページ、38ページの食品健康影響評価の部分になりますけれども、前回までの議論と今回厚労省を通じて入手したポーランドの回答を踏まえて、「生体牛のリスク」に係る措置としては、ポーランドが定型BSE発生の発生抑制に効果を発揮している。

それから、「食肉処理に関連したリスク」に関しまして、それに係る措置が適切に実施されていると判断する。

それから、3番目のBSEの「人への感染リスク」につきましては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されている。6行目、7行目になりますけれども、そういった判断を踏まえて、当プリオン調査会としては、「ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、月齢制限を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える」という結論でよろしいでしょうか。

あわせて、非定型BSEについては、従来の見解に影響を及ぼすような新たな知見はないということで、導き出される評価結果としましては、38ページの22行目になりますけれども、

「諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断する」という結論で皆さんよろしいでしょうか。ここの部分、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

では、今の点を本調査会の結論として御同意いただける場合には、意思表示をお願いいたします。

(同意の意思表示あり)

○横山座長 どうもありがとうございます。異論なしということで、評価結果の同意が得られました。

特段文言等の修正も大きなところはありませんが、瑣末な点がもしあれば、その部分の修正は事務局と私のほうで一任させていただきたいと思います。御承知おきください。

それでは、その点も含めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後、もし必要があれば修正を行った上で、食品安全委員会のほうに報告したいと思います。なお、報告後はパブリックコメントが行われる予定となっております。

そのほか、議事（３）の「その他」となりますけれども、事務局のほうで何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上お知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山座長 それでは、皆さん、ありがとうございました。

本日の審議は以上とさせていただきます。

次回はいよいよSRMの評価の見直しのまさにリスクの判定の部分となりますので、よろしく願いいたします。

では、皆さん、どうもありがとうございました。